

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 15 号。）、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 13 号。以下「契約細則」という。）及び本件物品調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

- 1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一

- 2 入札に付する事項
公告に示すとおり。
なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
なお、福島県（以下「県」という。）の参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては仕入先又は卸し先。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。
※県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

- 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記（2）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

なお、押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ア 入札保証金、契約保証金対応確認書（第 6 号様式）

イ 入札保証金の減免を希望するときは、入札保証保険契約又は履行実績書（第 6 号様式の 1）若しくは履行実績証明書（第 6 号様式の 2）など

当該資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、

十分に注意すること。

(2) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）

提出先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター

ふくしまいのちと未来のメディカルセンター棟（みらい棟）6階

事務局健康調査課こころの健康度・生活習慣調査支援室

5 入札書の提出期限等

(1) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和7年7月3日（木）午後5時 必着

提出先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター

ふくしまいのちと未来のメディカルセンター棟（みらい棟）6階

事務局健康調査課こころの健康度・生活習慣調査支援室

(2) 開札の日時及び場所

令和7年7月4日（金）午後2時

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター

ふくしまいのちと未来のメディカルセンター棟（みらい棟）6階

プレゼンテーションルーム

6 入札書の提出方法

(1) 指定の入札書（第5号様式）に必要とする事項を記載し、上記5(1)に指定する日時

及び場所へ持参又は郵送による郵便入札方式により提出すること。

(2) 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

ア 入札書は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送すること。

イ 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

ウ 入札書及び見積内訳書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加者の商号又は名称及び件名を記載すること。

エ 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、及び入札書等在中の旨を記載すること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。
（押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること）

ウ 入札書には、入札金額の算出明細を記載した見積内訳書を添付すること。

7 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第 8 条第 3 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 契約細則第 9 条各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 落札者の納付にかかる入札保証金は、その者が契約書の取り交わしを行わないとき公立大学法人福島県立医科大学に帰属させるものとする。
- (5) 入札保証金の減免については、入札参加者に別途通知する。

8 開札に関する事項等

- (1) 開札は、上記 5 (2) で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、本学職員が厳正に立ち会う。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、別途通知する。
- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合がある。
- (5) 入札結果については、公立大学法人福島県立医科大学公式ホームページにおいて公表する。

9 入札参加者に要求される事項

入札参加者は、入札書及び添付書類を期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、公立大学法人福島県立医科大学事務局健康調査課こころの健康度・生活習慣調査支援室に令和7年6月12日（木）午後5時までに説明を求めることができる。

法人は、法人ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 開札場所には、入札参加者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

入札参加者又はその代理人は、入場する場合、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

- (3) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札参加者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することが

できない入札又は後発の入札

(6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

(7) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札

13 落札者の決定方法及び公表について

(1) 開札したときは直ちに入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該落札者名及び無効又は失格の事由を連絡する。

(2) 落札者となるべき同じ価格をもって入札した者があるときは、くじにより落札者を決定するので、それ以後の手続きについては別途連絡する。

(3) 無効又は失格の入札を除き、予定価格の範囲内において最低価格で入札した者を落札者とし、落札者名を別途連絡する。

14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 契約細則第39条第1項の規定に基づき、保険会社との間に公立大学法人福島県立医科大学を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他、契約細則第9条第2号に該当する場合、契約保証金の全部または一部を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

15 契約書等の作成

(1) 購入契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約条項

契約書及び契約細則による。

17 入札参加者の異議申立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

上記 4 の (2) と同じである。

19 書類の作成等に要した費用

すべて入札参加者の負担とする。

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

別記 1（競争参加者、入札保証金、契約保証金）

（競争に参加させることができない者）

第 2 条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第 3 条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金）

第 8 条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の 100 分の 3 以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

福島県債証券	額面全額
国債証券	額面全額の 10 分の 8
地方債証券（福島県債証券を除く。）	額面全額の 10 分の 8
理事長が確実であると認める社債権	時価の 10 分の 8

（入札保証金の免除）

第 9 条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第 4 条に規定する資格を有する者が過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む。）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、

かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金)

第 39 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあつては、100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の 10 分の 8 |

(契約保証金の処理)

第 40 条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属させるものとし、その旨を契約書等により約定しなければならない。

2 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。